

（第1面）

産業廃棄物処理施設変更許可申請書			
年 月 日			
都道府県知事 殿 (市長)			
申請者			
住 所			
氏 名			
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、 産業廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。			
産業廃棄物処理施設の設置 の場所			
産業廃棄物処理施設の種類			
許 可 の 年 月 日		年 月 日	
許 可 番 号			
変更 の内 容	産業廃棄物処理施設 において処理する産 業廃棄物の種類（当 該産業廃棄物に石綿 含有産業廃棄物、水 銀使用製品産業廃棄 物又は水銀含有ばい じん等が含まれる場 合は、その旨を含 む。）		
	産業廃棄物処理施設 の処理能力	変 更 後	変 更 前
		$\frac{\text{m}^3}{\text{日}}$ () 時間 $\frac{\text{t}}{\text{日}}$ () 時間 $\frac{\text{m}^3}{\text{時間}}$ $\frac{\text{t}}{\text{時間}}$	$\frac{\text{m}^3}{\text{日}}$ () 時間 $\frac{\text{t}}{\text{日}}$ () 時間 $\frac{\text{m}^3}{\text{時間}}$ $\frac{\text{t}}{\text{時間}}$
		面積 m^2 埋立容量 m^3	面積 m^2 埋立容量 m^3
△産業廃棄物処理施 設の位置、構造等 の設置に関する計 画			
△産業廃棄物処理施			

	設の維持管理に関する計画	
変	更	の理由
着工予定年月日	年	月日
使用開始予定年月日	年	月日
※許可の年月日	年	月日
※許可番号		
※事務処理欄		

(日本産業規格 A 列 4 番)

(第 2 面)

申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふ り が な) 名 称		住	所
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふ り が な) 名 称		住	所
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式 の数又は出資 の金額	本	籍
		割 合	住	所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 産業廃棄物処理施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、次の図面等を含むこと。
 - (1) 産業廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図 (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値 (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値 (5) 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値 4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。 6 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。 8 都道府県知事が定める部数を提出すること。	
※手数料欄	